

〔個人研究〕

明治初期の教育政策と学校設立について

— 埼玉県第十五区を中心に —

濱 田 由 美

はじめに

日本の近代学校制度が、明治五（一八七二）年八月三日の「学制」頒布により始まったことは周知の事実である。「邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめんことを期す」として国民皆学が目指されたものの、「学制」初期の小学校について佐藤秀夫は次のような記述を残している。「寺院や民家の一部を借用した教室で、寺子屋師匠から変わったばかりの教師が数十人の子供たちを教授しており、その生徒は地域に住む全ての子ども

たちの三割程度にすぎず、しかもその大部分は一、二年で学校を離れていった^①」、確かに「学制」初期においては、就学者数と日々学校に通える生徒数に大きな隔たりが生じていたことは否めないものであり、当時の就学期間（八年）を全うできる生徒もわずかな数に過ぎなかったことは記録により明らかである^②。ところが一方では、民費依存の制度にもかかわらず「文部省はまず小学校の開設から始めることとしたが、これは急速に進められ、三四年の間に、わが国が必要とする二万六〇〇〇ほどの小学校が設置された^③」との記述も残されて

おり、文部省の記録からもその事実は確認されている。^④

「学制」は、民費依存・受益者負担を前提に導入された制度であり、学区制を取り入れたことが大きな特徴とされている。全国を八つの大学区に分け、三二中学区毎に二一〇小学区を設けることで、五三、七六〇の小学校設置が目指されたのである。もともと学校に関する費用は、土地の事情に応じた徴収方法で確保することが期待されるなど地域依存を前提とした制度であり、その方法は場所により一様でなかったのは明らかである。これまでにも近代学校制度に関する研究は数多く残されており、倉沢剛の『小学校の歴史』(Ⅰ～Ⅳ)や、金子照基の『明治前期教育行政史研究』^⑤など、中央政府や各府県における政策を中心とした研究成果は決して小さなものではなかった。また、花井信は『近代日本地域教育の展開』^⑥において、学資金の徴収を通じて学校に対する民衆意識に変化が生じていた状況について言及しており、田島昇

は福島県伊達郡の学校創設と運営に、民会・教育会議の存在が大きく関わっていた事実を明らかにしている。^⑦さらに坂本紀子は『明治前期の小学校と地域社会』^⑧において、「学制」期から「小学校令」期までを視野に、市制・町村制が形成される経緯の中で、地域小学校の支持基盤が形成されていた事実を明らかにするなど、学校の設立維持に関わった地域社会や地域住民に注目した研究も、確実にその数を増している。もともと、未だに「全体として教育の制度・政策・行政の歴史研究が依然として主流をなしている傾向は否めない」^⑨との指摘が少なくないのも事実である。ここで例として取り上げる埼玉県に関して、倉沢剛の『小学校の歴史』や笹森健の「埼玉県における小学校設立過程についての一研究」^⑩などに詳細な記述は残されているが、多くは制度・政策に関した記述であり、具体的な導入状況を明らかにした研究としては、埼玉県域である比企郡川島町を例と

した工藤航平の研究が注目されるに過ぎない。この様な状況を踏まえ、ここでは現在の埼玉県行田市の一部であり、「学制」期においては第十五区と言われた地域における「学制」初期の学校設立状況を、同区の学区取締であつた長谷川敬助が残した記録を中心に明らかにしてみたい。

埼玉県は明治四年一月に誕生しているが、その後明治九年に現在の県域となつているため、ここでは『文部省第三年報』（明治八年）までを範囲として、初期の埼玉県域における近代教育制度の導入状況を確認してみたい。

一 埼玉県の「学制」導入過程

近代国家建設を目指した明治政府が、早くから学校制度導入の必要を認識していた事は、既に明治二（一八六九）年公布の「諸府県施政順序」で「小学校ヲ設ル事」が明記されていたことから明らかである。また、明治三年一二月には太政官

布達として、諸府県の郷学校に高一万石につき現米一石五斗の支給も決められていた。

諸県郷学校ノ儀、追テ一定ノ規則相立候迄、先高壺萬石ニ付現米壺石五斗宛、用度ニ可充置事、^⑮

埼玉県域にも明治四年頃より、川島郷学校・飯能郷学校など複数の郷学校が設立されていたことは記録により明らかである。明治四年三月に浦和の玉蔵院を校舎として開校した浦和郷学校では、手習・算術・読書・英語の四科目が教えられており、近隣だけではなく遠くからも通学希望者がいることを期待している。

今般浦和宿玉蔵院ニおゐて、郷学校御取建、
来ル三月朔日（明治四年）より開校相成候間、近傍村々ハ
申ニ不及、遠村たり共出校脩業以たし度者ハ、
雛形ノ通本人所望之学科、居所姓名相認、可
差出候事、

学科 習字 デナラヒ 算術
読書 ⑮ 英語、

また、同校の「学校規則」^⑧によると、男女の区別なく入学が許可されていたと思われるものの、実際に女子の入学者がいたかどうかは明らかとなっていない。

学校規則

- 一 受業之生徒教官之命ニ従ヒ、学校中規則不可有違背事、
- 一 校中尊卑之区別不可有事、
- 一 可守恭敬礼儀事、
- 一 可正男女之別事、
- 一 習字・算術・読書・英語四科之内、所望之学科可致修業事、
- 一 入校修業致度輩者、居村役人ヨリ学校江願出、教官之免許ヲ得テ後、可致出校事、
- 一 毎朝第八字出校、第三字退校之事、
- 一 但、奉職余暇、或者農隙ヲ以修業致候者、不拘此規則事、
- 一 習字者、五人一組ニ致、其中ニテ伍長相立候間、其長ハ編伍之者、無怠惰専勉強

候様、可致世話事、

一 習字書法・順序如左、

五十音片假名
平假名 数字 太政官三ヶ条揭示

名頭 管内村名 皇国州名 同郡名 五

洲国名、

一 読書順序如左、

古事記 四書 五経 小学 皇朝史略

日本外史 十八史略 元朝史略

春秋左氏伝 史記 西洋事情 博物館新

編訳解

余業 歌詩文章

一 毎月生徒、學術ヲ試ミ、春秋致大試、其

學術深淺ヲ検査シ、等級ヲ付與致候事、

一 休業如左、

天長節 佳節 初午祭 二七ノ日

自七月十三日
至同 十六日 自十二月廿一日
至同 正月 十日

右規則、堅可相守者也、

忍・岩槻・川越の各藩は、明治四年七月の廃藩置県により県と改称されたが、同年十一月には

忍・浦和・岩槻の各県を統合して埼玉県が誕生している。翌年三月には管内を二四区に分けており、このことが後の学校制度導入にも大きく影響することとなる。この時期多くが大区小区制を採用しているが、埼玉県は全体を二四に分け、各区に正副戸長が置かれている。同年六月埼玉県から文部省へ、「郷学校取設之儀ニ付御伺」¹⁹が提出されている。既に複数の郷学校が開校しているにもかかわらず、埼玉県として改めて郷学校の設立が願出されたのである。

郷学校取設之儀ニ付御伺

当県学校ノ義ハ、忍・浦和・岩槻三ヶ所之方、旧県々ニヨリ引送り之儘差置、教授仕セ候所、当今之時勢文運隆盛之際、一日も不可欠之ニ候得共、右学校ニ而者、遍く教授行届候様も無御座候付、県内区毎ニ学校相設、洋・漢・算・手之四学ヲ興シ、大ニ文教之道相開、諸入費杯ハ士農商之内ヨリ相当之見込ヲ以取立、教官杯も夫々適宜ニ差置、教授仕セ度奉

存候間、此段御許容相成候様、奉願候、已上、

壬申六月

埼玉県

文部省御中

ここでの授業は「洋・漢・算・手之四学」を想定しており、浦和の郷学校と同様であったものの、県内二四区の全てに学校設置を目指しているところがこれまでとの大きな違いであった。また費用に関しても、「士農商之内相當之見込ヲ以取立」と定められていることから、埼玉県では「学制」頒布の二月も前に、民費依存による学校を県内全域に配置することが目指されていたのは明らかである。埼玉県の伺いについて文部省は、「但、学制御施行相成候ハ、右ニ照準可致事、」を条件に許可を与えている。同年八月三日の「学制」頒布直後の同月一九日、埼玉県から提出された「学制之儀ニ付御伺」²⁰の前文には、先の郷学校設立希望に関するその後の経緯が次のように記されていた。

学制之儀ニ付御伺

此度学校之儀ニ付、御布令及ヒ学制被仰出、全国之教育自今尚又厚ク、御手入可有之トノ事ニテ、人民之幸福何者不過之候、然ル所、当県内ノ人心固陋ヲ因襲シテ、文明ノ世態ニ着目不致、文学ニ至ツテハ尚奮発ノ意ナクシテ、懶惰ニ安シ候、而已ナラス、却テ種々ノ悪弊ヲ相生シ、終ニハ制道ノ患害トモ相成候様立至リ候付、只管学教ヲ熾ニシテ、害ヲ未萌ニ防ク事、最モ急務ナリト奉存、先達而、県内毎区エ学校設立之儀伺出候所、伺之通被仰付候ニ付、学費取立之儀、百万方説諭仕リ、漸ク二三ヶ所之校舍相開クト雖モ、其他学校ノ無キ地ハ十二八九タリシ所、此度ノ御布告令ニ依レハ、村ニ不学ノ戸ナク、家ニ不学ノ人ナカラシメントノ御趣意ニテ、大学区中三十二中学、中学区中二百十小学ヲ置カレ、文教ノ制巍々然トシテ御定相成候付テハ、県下隘狭之土地ト云ト雖モ、中学一所ヲ置サルヲ得ス、中学一所ヲ置ケハ二百十小学ヲ置ク可

キノ御規則ニ候所、二三之校舍ヲ興スニサヘ百万方手ヲ尽サスシテハ其功成リ難キニ、猶更數百ノ学校設立ノ事ナレハ、自今ノ実效決テ難相立候、（後略）

民費依存による学校を各区に設けようとしたものの、「学費取立之儀、百万方説諭仕リ、漸ク二三ヶ所之校舍相開クト雖モ、其他学校ノ無キ地ハ十二八九タリ」という状況であり、「二三之校舍ヲ興スニサヘ百万方手ヲ尽サスシテハ其功成リ難キニ、猶更數百ノ学校設立ノ事ナレハ、自今ノ実效決テ難相立候」と、この時期は未だ思ったように学校が設立出来ていなかったと思われる。もっとも、「学制」頒布からわずか二週間という早い時期に、制度導入に向けた具体的質問が出されていることから、「学制」の受け入れには積極的な地域であったのは明らかである。

学区制を導入した「学制」においては、人口一万人に一中学区、同じく六〇〇人に一小学区と、学区設置の基準が設けられていた。『文部省第一

年報』(明治六年)によると、埼玉県内の人口は四三五、四三六人と記録されており、管内は三中学区に分けられている。明治六年二月には管内の中学区番号が十一から十三番中学区と決められ、第十五区は十三番中学区に含まれている。埼玉県が「学制」導入を図るため、当面の目標値を記した「中小学区地画其外之儀二付御伺」²⁾を督学局に提出したのは明治六年四月のことであった。

中小学区地画其外之儀二付御伺

(前略)

一、学区中、当分学校ヲ設立スヘキ目的之事、
右ハ学区ヲ合併シ、三区或ハ四区五区ヲ
以テ、小学校一所ヲ置ク大略左之通、

第十一番中学区 小学校 八十二ヶ所
第十二番中学区 小学校 八十四ヶ所
第十三番中学区 小学校 八十ヶ所

以上二百四十六校右小学校位置ノ義ハ、
未決ノ場所モ有之候間、追テ取調伺出候

(中略)

一、学校保護之為メ、当分集ルヘキ積立寄附金等之事 右集金積金ノ義ハ、即今諸民ヲ諭シ、夫々方法相立候ニテ、未タ目的不相立候得共、大略保護方法、左之通ニ有之候、

県内戸數七萬七千五戸 毎月一戸ニ付一錢ヲ集ム、

此金一ヶ月七百七十兩五錢 一ヶ年九千二百四十兩六十錢、

第十一番中学区内 集金・寄附金合 金四千四百四十五兩

第十二番中学区内 集金・寄附金合 金四千九百五十四兩

第十三番中学区内 集金・寄附金合 金四千七百兩

右合金一萬三千七百九十九兩

生徒受業料 上等二十五錢 中等十五錢 下等十錢

右金額ヲ以、當分二百四十六校ヲ保護致シ

候積リニ有之候、尤、学校費用之義、其

所々ニ於テ不同有之候付、即今取調兼申候、

一、後來学校増加スヘキ目的等之事、右ハ前

條相伺候二百四十六所ノ小学校、悉ク設

置之上、猶又分割之上区々へ便宜ヲ計リ、

追々致設置候積リニ有之候、

一、学務專任之吏員ヲ置ク等之事、右ハ官員

之内ヨリ一名専務申付有之、即今ノ義ハ、

吏員ヲ不置候、

右之通相伺候也、

明治六年四月十日

埼玉県権参事 大山成美 印

埼玉県参事 白根多助 印

埼玉県権令 野村盛秀 印

督学局御中

「学制」導入に際して当面の目標値を定めた同
県が、各区に公学本校を設置する方針を決めたの
は、翌五月二〇日のことである。

今般各区江本校相設ケ、其区之事務取扱ニ付、

学事關係之願・届共、総而本校江可申出候也、

但、私塾・家塾開業願之義ハ、是迄之通、

改正局江可申出事、

右之通、相達候也、²²

埼玉県が「学制」の方針に添った「埼玉県公私
小学規則」²³を明らかにしたのは、「学制」頒布か
ら一年を経た明治六年九月のことであり、この中
で公私の小学校についての区別が明らかにされて
いる。

第七章 管内二十四区ノ公学は、則チ其区ノ

本校トナシ、私立学校ハ分校トナス、

第八章 本校ハ、各其区内分校ノ規範トナス

モノナレハ、勤メテ完全ナルヲ要ス、

故ニ其費用ノ如キハ、区内人民ニ於

テモ、少シク其責ヲ受ルモノトス、

第十章 私立学校ト称スルハ、官費ヲ加ヘス

全ク民費或ハ結社、人ノ集金等ヲ以
テ保護スルモノナリ、然レトモ、方

今規則一定ナラサルノ際ニアレハ、

教則・教法等ニ至ル迄、悉皆官庁ノ
処分ヲ受ケシム、

また、民費依存による制度導入の難しさを認識
していた同県では、安定した資金源の確保を目指
し明治七年一月から賤育金制度を導入している。
その資金確保のため、原則区毎の学費・寄附金の
徴収方法を定めたのが「維持保護法」²⁴である。
各区の徴収方法としては戸別割・反別割などが確
認されており、第十五区では授業料を二五銭から

三銭の範囲で各家の経済状況に応じ負担すること
が決められており、学区内集金は一戸一銭を基本
としていた。

賤育金制度とは凶作・災害時の救済や、学資金
確保のため毎年積立を実施し、各村毎に集めた資
金を区毎に取りまとめ、県庁で一括管理し各学校
の等級に応じて配分することで、学校制度を支え
ようと設けられた制度で、各学校の等級を一覧に
したのが次の表である。

公学等級資金定額之表

等級	一 等 校	二 等 校	三 等 校	四 等 校	五 等 校	六 等 校
生員	三百人	二百五十人	二百人	百五十人	百人	五十人
教員給料	三十八円	三十四円	三十円	二十六円	二十二円	十九円
僕役備料	一円五十銭	一円五十銭	一円五十銭	一円五十銭	一円五十銭	一円五十銭
機器・書籍	九円	八円	七円	六円	五円	四円
営繕入費	二円五十銭	二円五十銭	二円	二円	一円五十銭	一円五十銭
宿料	二円	一円五十銭	一円五十銭	一円五十銭	一円	一円
雑費	四円五十銭	三円四十五銭	二円五十銭	二円二十五銭	一円五十銭	七十五銭
総計	五十七円五十銭	五十一円四十五銭	四十四円五十銭	三十九円二十五銭	三十二円五十銭	二十七円七十五銭
授業料	二十二円五十銭	十八円七十五銭	十五円	十一円二十五銭	七円五十銭	三円七十五銭
1ヶ月差引金費	三十五円	三十二円七十銭	二十九円五十銭	二十八円	二十五円	二十四円
一ヶ月総計	四百二十円	三百九十二円四十銭	三百五十四円	三百三十六円	三百円	二百八十八円
一ヶ月扶助金	四円六十銭	二円四十七銭	二円二十五銭	二円二十銭	二円	二円三銭七厘五毛

私学等級校費定額之表

学校等級	一 等 校	二 等 校	三 等 校	四 等 校	五 等 校	六 等 校	七 等 校	八 等 校	九 等 校
生員	三百人	二百五十人	二百人	百七十五人	百五十人	百二十五人	百一人	七十五人	五十人
教員給料	三十円	二十五円	二十円	十七円	十五円	十二円	十円	九円	七円
僕役給料	一円	一円	七十五銭	七十五銭	七十五銭	七十五銭	七十五銭	五十銭	五十銭
雑費	三円	二円五十銭	二円	一円七十五銭	一円五十銭	一円二十五銭	一円	七十五銭	五十銭
小破宮繕	二円	一円七十五銭	一円五十銭	一円	一円	一円	一円	七十五銭	五十銭
宿料	一円五十銭	一円二十五銭	一円	七十五銭	七十五銭	七十五銭	七十五銭	五十銭	五十銭
一ヶ月総計	三十七円五十銭	三十一円五十銭	二十五円二十銭	二十一円二十銭	十九円	十五円七十五銭	十三円五十銭	十一円五十銭	九円二十五銭
一ヶ月受業料	二十二円五十銭	十八円七十五銭	十五円	十三円十二銭五厘	十一円二十五銭	九円三十七銭五厘	七円五十銭	五円六十二銭五厘	三円七十五銭
差引全費	十五円	十二円七十五銭	十円二十五銭	八円十二銭五厘	七円七十五銭	六円三十七銭五厘	六円	五円八十七銭五厘	五円五十銭
一ヶ年総計	百八十円	百五十三円	百二十三円	九十七円五十銭	九十三円	七十六円五十銭	七十二円	七十円五十銭	六十六円

※埼玉県立文書館所蔵史料より作成。

この制度が始まった当時埼玉県内には既に二三〇余りの学校が設立されており、「最早今日に至

針を出さざるを得なかったことは記録により明らかである。

り候而ハ生徒受業ニ差支り候儀ハ無之候²⁶との認識を前提に導入された制度であつたのは明らかである。ところが、その後も学校設立願が増加したことから早々資金難に陥り、四月には早くも埼玉県として「開学願出候トモ妄ニ聞届不相成²⁶」の方

敷育金ノ内、利子三万円ヲ以テ、二百三十校壱ヶ年ノ学費定額トスル議ハ、先般既ニ一決相成候所、爾来各区人民ノ願ニヨリ、追々校数増加シ、其費用亦甚ハタ不少、而シテ敷育金ノ利子ハ、最初之積トハ頗ル減却セリ、況

ヤ歳ニ豊歉アリ、此往学校増々普及シ、費用弥々多端ニ涉ルトキハ、焉ンソ三万円ヲ以テ之ヲ保護スルヲ得ンヤ、且人口ニ疎ノ地ニ於テ、寥落不振ノ校ヲ多ク設ケンヨリハ、不若其費用ヲ合一シテ、以テカヲ一校ニ尽シ、教則ヲ正シ成美ヲ極メンニハ、依テ本月廿日ヨリハ自カラ便宜ヲ計リ、開学願出候トモ妄ニ聞届不相成候、尤已ムヲ得ザル場所ニ於テハ此限ニ非ラズ候条、区長或ハ学区取締ニテ实地経験ヲ遂ケ、事実ヲ具状シ、官庁ニ可願出候、因テ此段相違候也、

明治七年四月

二 第十五区の学校設立状況

第十五区の公学本校は池上学校であり、現在の行田市立星宮小学校に続いている。池上梅岩寺本堂を借用し、「学制」頒布と時を同じくしての開校であったと伝えられている。県内各区に公学本校を設けることが決められたのは明治六年五月の

ことであるが、『文部省年報』によると県内二四の公学本校の内、一校が明治五年の開校と記録されている。「埼玉県公私立小学規則」によると、公学は区の本校私学は分校と定められており、本校は分校の規範となる学校であり、私学は官費を加えず全て民費により維持される学校と定められている。「学制」頒布の二月も前に民費による郷学校を各区に設けようとした試みが、早い時期からの公学本校設立に大きく影響したとの指摘もあるが、郷学校から公学本校への移行に関しては不明な点も少なくないため、その経緯についての解明は今後の課題としたい。

「学制」によると、大学本部毎に督学局を置き、各中学区には一〇から一二、三名の学区取締を置くことが定められている²⁷。督学局の役割は、本省の意向を地方官と協議し大区中の諸学校を督すことであり、学区取締は「其土地ノ名望アル者」から選出されることが定められていた。埼玉県は大区小区制を採用せず県内を二四区に分けたことか

埼玉県 24 区 公学本校一覧

区 番	学校名	開校年	区 番	学校名	開校年
第 1 区	草加学校	明治 5 年	第 13 区	羽生学校	明治 5 年
第 2 区	啓明学校	明治 6 年	第 14 区	荒井学校	明治 5 年
第 3 区	芳川学校	明治 6 年	第 15 区	池上学校	明治 5 年
第 4 区	松伏学校	明治 6 年	第 16 区	持田学校	明治 6 年
第 5 区	粕壁学校	明治 5 年	第 17 区	鴻巣学校	明治 6 年
第 6 区	鷄鳴学校	明治 6 年	第 18 区	興川学校	明治 5 年
第 7 区	幸手学校	明治 6 年	第 19 区	上尾学校	明治 5 年
第 8 区	栗橋学校	明治 6 年	第 20 区	岩槻学校	明治 5 年
第 9 区	久喜学校	明治 6 年	第 21 区	大宮学校	明治 5 年
第 10 区	騎西学校	明治 6 年	第 22 区	浦和学校	明治 5 年
第 11 区	加須学校	明治 6 年	第 23 区	蕨 学校	明治 5 年
第 12 区	不動岡学校	明治 6 年	第 24 区	鳩ヶ谷学校	明治 6 年

※『文部省第二年報』より作成。

ら、毎区に一名の学区取締を置き区内の学事担当者としてゐる。第十五区の学区取締となつた長谷川敬助は北河原村の副戸長であり、幼年の頃から寺門静軒に学び、詩書に秀でた人物とされている。長谷川家には明治六年五月に提出された「私学開業御願²⁸」が残されており、上川上学校（廃寺）・南河原学校（観福寺）・上中条学校（実相院）と三校の設立が願出されている。

私学開業御願

一 私学位置

第一大学区、埼玉県管下、埼玉郡第十五区上川上村廃寺跡、上川上学校卜唱フ、
同、南河原村観福寺、南河原学校卜唱フ、
同、上中条村実相院、上中条学校卜唱フ、

戸長 小林兵右エ門 印
戸長 島田俊輔 印

埼玉県参事 白根多助殿

埼玉県権参事 大山成美殿

「学制」期には寺院を教場に開校した小学校は少なくないが、右の三校も全て寺院を借用しての開校希望であつた。中でも南河原学校の教場となる観福寺は、貞享元（一六八四）年に没した僧俊啓に始まり、明治九（一八七六）年に没した僧智巖まで十人の僧侶により引き継がれた寺子屋であつたことから、この地域では早い時期から庶民教育が行われていたのは明らかである。また、明治六年七月と思われる「学校出納記」³⁰により作成した次の表からは、分校（私学）の規範とされる公学本校と私学分校の違いが、教員配置の面からも明らかとなっている。

『文部省第二年報』（明治七年）には、池上学校の生徒数を男女合わせて一二一人（男九二人・女二九人）と記録されている。私学分校とされる上川上学校は六五人（男三六人・女二九人）、中条学校は一三八人（男九八人・女四〇人）、南

河原学校は一一七人（男六四人・女五三人）と記録されており、第十五区においては公学私学に大きな生徒数の差がなかったのは明らかである。ところが、公学本校である池上学校では教職員が七人であるのに対し、上川上学校・南河原学校は教員が共に二人であり、上中条学校に至っては教員が准助教一人と記録されている。公学本校は、区内の学校に関する事務作業を一括して執り行うなど特別な役割を担っていたことから、私学分校と同列に語ることは難しいものの、現実的には生徒に対して教職員の少なさが際立っており、当時の深刻な教員不足の一端がこの表からも明らかとなっている。

「学制」は、民費依存・受益者負担を前提とした制度であることから、学校が設立されることで住民負担が避けられない状況となっていたのは明らかである。長谷川家に残された記録により作成した「明治六年五月六月両月分 十五区内一戸一錢生徒受業料取立表」³¹からは、各家毎に毎月一錢

学校出納表

学校出納表	池上学校	上川上学校	上中条学校	南河原学校
三等教授	月給 1 0 円			
教授	月給 7 円			
助教	月給 5 円	月給 5 円		月給 5 円
准助教	月給 3 円	月給 3 円	月給 3 円(2名)	月給 3 円
補助世話掛	月給 2 円			
中里仮分校同	月給 2 円			
小遣	月給 1 円 7 5 銭	1 円 5 0 銭		
小遣			1 円 5 0 銭	

「長谷川家文書」より作成。

明治六年五月六月 十五区内一戸一銭生徒受業料取立表

村 名	戸 数	一戸一銭取り立て金		五月分		六月分		合計金額
		五月	六月	生徒数	授業料	生徒数	授業料	
上之村下組	47	47銭	47銭	6	20銭	35	1円75銭	2円89銭
中江袋村	33	3貫300文	3貫300文	8	3貫500文	29	1円50銭	25貫100文
中里村	42	4貫200文	4貫200文		68銭	27	1円35銭	2円87銭
同村沼尻村分	14	14銭	14銭		17銭	16	80銭	(1円35銭)
上池守村	58	5貫800文	5貫800文		1円26銭	40	2円	4円42銭
馬見塚村	57	5貫700文	5貫700文	6	3貫	50	2円50銭	
上之村中組	79	7貫900文	7貫900文	13	92銭	62	3円10銭	
犬塚村	71	7貫100文	7貫100文		50銭		4円54銭5厘	6円46銭5厘
北河原村	142	28貫400文(2ヶ月分)		25	8貫950文	88	44貫100文	(81貫150文)
大塚村	28	28銭				16	80銭	
南河原村	184	18貫400文	18貫400文		1円45銭	143	7円15銭	12円28銭
上之村上組	97	9貫700文	不納	19	9貫500文	66	3円30銭	
小曾根村	52	5貫200文	5貫200文			22	1円31銭	2円35銭
上川上村	72	7貫200文	7貫200文		11貫	52	26貫	5円14銭
上中条村	228	22貫800文	22貫800文			105	5円84銭	10円40銭
合 計	1204			77		751		

「長谷川家文書」より作成。

合計金額が()付きのものは計算に間違いがある。

明治4年の新貨条例により貫・文はこの時期使用されていないが、この表に於いては1銭を100文として記載されていたと判断している。

明治初期の教育政策と学校設立について

が確実に徴収されていた実態が明らかとなっている。また、学校の数が増えることで就学率が上がるのは当然ではあるものの、「私学開業御願」提出により三校増設されたことで、就学生徒の数が大きく増えたことは次の表からも明らかとなっている。

もつとも、公学本校を含む四校の人件費・給料だけでも月五五円七五銭が必要であつたことは「学校出納表」からも明らかであり、一戸一銭と授業料だけで必要経費を賄うのは難しかったと思われることから、当然多くの寄附金が学校制度を支えていたのは明らかである。学校制度導入に際して当面の目標値を明らかにした「中小学区地画其外之儀二付御伺」においても、一戸一銭の他に各中学区毎の寄附金額が定められていたのは記録により明らかである。一戸一銭の負担は、学校制度導入を住民の総意として進めるための意識付けとして、全ての家から徴収することを目的に低い金額が設定されていたとも考えられるが真意の程

教育金受拂清算表

村名	積高	学費・建築費	残金	利子	助成金	合金
池上村	8 6 円 8 8 銭 6 厘	7 2 円 7 0 銭 9 厘	1 4 円 1 7 銭 7 厘	4 5 銭 9 厘	5 7 銭 1 厘	1 5 円 2 0 銭 7 厘
皿尾村	4 6 円 8 2 銭 2 厘	3 9 円 1 8 銭 2 厘	7 円 6 4 銭	2 4 銭 7 厘	3 0 銭 8 厘	8 円 1 9 銭 5 厘
中里村	6 9 円 1 銭 7 厘	5 7 円 7 5 銭 3 厘	1 1 円 2 6 銭 4 厘	3 6 銭 5 厘	4 5 銭 4 厘	1 2 円 8 銭 3 厘
小敷田村	6 0 円 1 7 銭 9 厘	5 0 円 3 6 銭	9 円 8 1 銭 9 厘	3 1 銭 8 厘	3 9 銭 6 厘	1 0 円 5 3 銭 3 厘
上池守村	8 4 円 8 0 銭	7 0 円 9 6 銭	1 3 円 8 4 銭	4 4 銭 8 厘	5 5 銭 8 厘	1 4 円 8 4 銭 6 厘
下池守村	4 9 円 2 2 銭 3 厘	4 1 円 1 9 銭 1 厘	8 円 3 銭 2 厘	2 6 銭	3 2 銭 4 厘	8 円 6 1 銭 6 厘
下川上村	1 1 1 円 8 厘	9 2 円 8 9 銭 5 厘	1 8 円 1 1 銭 3 厘	5 8 銭 6 厘	7 3 銭	1 9 円 4 2 銭 9 厘
上之村	3 0 5 円 9 9 銭 1 厘	2 5 6 円 7 銭 7 厘	4 9 円 9 1 銭 4 厘	1 円 6 1 銭 5 厘	2 円 1 銭 2 厘	5 3 円 5 4 銭 1 厘
上川上村	1 1 2 円 3 6 銭 9 厘	9 4 円 3 銭 4 厘	1 8 円 3 3 銭 5 厘	5 9 銭 3 厘	7 3 銭 9 厘	1 9 円 6 6 銭 7 厘
上中条村	2 7 4 円 8 1 銭 4 厘	2 2 9 円 9 7 銭 3 厘	4 4 円 8 4 銭 1 厘	1 円 4 5 銭 1 厘	1 円 8 0 銭 8 厘	4 8 円 1 0 銭
小曾根村	3 3 円 3 銭 2 厘	2 7 円 6 4 銭 2 厘	5 円 3 9 銭	1 7 銭 4 厘	2 1 銭 7 厘	5 円 7 8 銭 1 厘
今井村	1 3 8 円 7 4 銭 9 厘	1 1 6 円 1 0 銭 9 厘	2 2 円 6 4 銭	7 4 銭 5 厘	9 1 銭 3 厘	2 4 円 2 9 銭 8 厘
北河原村	1 2 0 円 2 銭 7 厘	1 0 0 円 4 4 銭 2 厘	1 9 円 5 8 銭 5 厘	6 3 銭 4 厘	7 9 銭	2 1 円 9 銭
大塚村	4 7 円 8 4 銭 2 厘	4 0 円 3 銭 6 厘	7 円 8 0 銭 6 厘	2 5 銭 3 厘	3 1 銭 5 厘	8 円 3 7 銭 4 厘
南河原村	1 8 2 円 4 銭 3 厘	1 5 2 円 3 3 銭 9 厘	2 9 円 7 0 銭 4 厘	9 6 銭 1 厘	1 円 1 9 銭 7 厘	3 1 円 8 6 銭 2 厘
中江袋村	3 5 円 8 7 銭	3 0 円 1 銭 7 厘	5 円 8 5 銭 3 厘	1 8 銭 9 厘	2 3 銭 6 厘	6 円 2 7 銭 8 厘
犬塚村	8 2 円 1 0 銭 3 厘	6 8 円 1 銭 7 厘	1 3 円 3 9 銭 7 厘	4 3 銭 4 厘	5 4 銭	1 4 円 3 7 銭 1 厘
馬見塚村	6 2 円 5 1 銭 7 厘	5 2 円 3 1 銭 7 厘	1 0 円 2 0 銭	3 3 銭	4 1 銭 1 厘	1 0 円 9 4 銭 1 厘
箱田村	4 2 円 2 0 銭 6 厘	3 5 円 3 銭 7 厘	6 円 8 8 銭 6 厘	2 2 銭 3 厘	2 7 銭 8 厘	7 円 3 8 銭 7 厘

「長谷川家文書」より作成。

は定かではない。埼玉県が安定した資金確保を目指し、³²⁾ 賚育金制度が導入されたのは明治七年一月のことであるが、第十五区には「賚育金受払清算書」(明治六年)が残されており、各村からの出納金額が明らかとなっている。

右の表により、明治六年の第十五区における積高合計が一、九四五円四九銭八厘であったのは明らかである。また、先の表から同区内の戸数が一、二〇四戸と確認されていることから、第十五区では一戸平均一円六〇銭を一年間に支払っていたと考えられるのであり、月平均一三銭余りの計算となる。第十五区においては寄附金等の集金状況を確認出来る記録が残されていないため、実態を明らかにする状況にはないものの、結果として一戸一銭を大きく上回る金額が同区で集められていたことは記録により明らかである。

第十五区からさらなる学校の増設を求め、「小学設立御願³³⁾」が提出されたのは明治七年五月のことである。同区にはこの年七つの学校が開校して

おり、長谷川家には箱田学校と中里学校を除く、上之村学校・今井学校・北河原学校・犬塚学校・馬見塚学校の「小学設立御願」が残されている。長谷川家のある北河原村から提出された「小学設立御願」には、これまで南河原学校に通学していたものの、通学難渋であることから、照岩寺を借用して新に学校を設けたい旨が記されていた。

小学設立御願

第十五区埼玉郡

北河原村

右村左之者共、奉申上候、是迄南河原学校江、生徒差出候处、道程距離幼稚之輩、何分通学難渋仕候ニ付村内申合、当村照岩寺ヲ仮校舎ニ借受、更ニ一校相設度奉存候間、此段御許容被成度、奉願上候、以上、

右村 百姓代

齋藤倉次郎 印

副戸長

明治七年第五月

村田喜兵衛

戸長代理 副戸長

小林呉十郎 印

埼玉県権令 白根多助殿

他の学校も同様の理由による設立願となっていた。結果としてこの年同区には七つの学校が開校しており、「学制」頒布からわずか三年の間に第十五区には、一一の学校が開校に至っていたのは次の表からも明らかである。もともと、同区が「小学設立御願」を提出した一月前には資金難を背景に、県として「開学願出候トモ妄ニ開届不相成」の方針を明らかにしており、県の方針が末端の地域に徹底されるまでに時間的差が生じていたとも考えられるが、確実な資金協力を背景に、地域住民の希望に添った学校数が結果として確保されていたのは明らかである。

第十五区から七校の「小学設立御願」が提出された翌六月の「小学生人員其外取調帳」^{③4}が残されており、一五ヶ村分の就学・不就学の記録を一覧にしたのが上記の表である。第十五区には池上

第十五区内学校一覧

学校名	設立	村名	教場
池上学校	明治五年	池上村	寺院
上中条学校	明治六年	上中条	實相院
南河原学校	明治六年	南河原	観福寺
上川上学校	明治六年	上川上	廃寺
箱田学校	明治七年	箱田	廃寺
上之村学校	明治七年	上之村	泰莊院
今井学校	明治七年	今井・小曾根	安養院(今井)
北河原学校	明治七年	北河原	照岩寺
犬塚学校	明治七年	犬塚・中江袋	光照院(犬塚)
馬見塚学校	明治七年	馬見塚・下池守	西善院
中里学校	明治七年	中里	廃寺

「長谷川家文書」より作成。

村・上池守村・下池守村・皿尾村・中里村・大塚村・犬塚村・上之村・南河原村・中江袋村・上川上村・下川上村・上中条村・北河原村・小曾根村・今井村・箱田村・馬見塚村・小敷田村の一ヶ村^{③5}あることから、ここでは四ヶ村分の記録が欠けているものの、同記録には区内の総数が別に記されていた。同区内の学齢人口は一、五〇四人（男八三七人・女六六七人）、就学者数は一、〇五一人（男六八四人・女三六七人）と記録されて

第十五区内学校一覧

		池上村	馬見塚村	下池守村	中里村	皿尾村	小敷田村	上中条村	小曾根村
就 学	男	2 2	2 4	1 5	3 1	1 5	1 3	9 3	1 9
	女	1 7	4	1	1 1	5	5	5 0	5
	小計	3 9	2 8	1 6	4 2	2 0	1 8	1 4 3	2 4
不就学	男	1	4	3	3	1	6	3 2	1 6
	女	1 2	2 1	6	5	4	5	5 3	1 9
	小計	1 3	2 5	9	8	5	1 1	8 5	3 5
	合計	5 2	5 3	2 5	5 0	2 5	2 9	2 2 8	5 9

		大塚村	南河原村	北河原村	犬塚村	中江袋村	下川上村	上池守村	合計
就 学	男	1 2	6 5	5 1	4 7	1 2	3 6	2 2	4 7 7
	女	1 0	6 4	2 6	0	9	1 1	9	2 2 7
	小計	2 2	1 2 9	7 7	4 7	2 1	4 7	3 1	7 0 4
不就学	男	4	2	2 5	1	5	5	1 0	1 1 8
	女	4	2 3	3 5	3	6	1 5	7	2 1 8
	小計	8	2 5	6 0	4	1 1	2 0	1 7	3 3 6
	合計	3 0	1 5 4	1 3 7	5 1	3 2	6 7	4 8	1 0 4 0

「長谷川家文書」より作成。

いることから、この時期第十五区では学齢人口の約七割が学校に通っていたと思われるのであり、男子の八割以上女子の半数以上が学校に通っていたのは明らかである。『埼玉県教育史』の「学校一覧」（明治九年）によると、この時期新たに開校していたのは「小学設立御願」を提出した中で五月二十日開校の箱田学校だけであることから、第十五区では公学本校を含め、わずか五校に区内の学齢人口の約七割となる一、〇五一人が通学していたと思われる。これらの記録により、同区が一度に七校の「小学設立御願」を提出した背景に、就学者の急増があったのは明らかである。

先の「明治六年五月六月両月 十五区内一戸一銭生徒受業料取立表」によると、明治六年六月の第十五区における就学者数は七五一人であり、わずか一年で区内の就学者が四割も増えていた計算となっている。同区の就学者が急増した背景は明らかではないものの、第十五区では近世前期から識字教育が実施されており、教育経験を有する存

在が少なくなかったことが多少は影響していたとも思われるが、確かな理由は不明である。もつとも、就学者の増加が学校数を増やさざるを得ない状況を創りあげていたのは明らかであり、また、民費依存を前提とした制度であることから、地域住民の協力がなければ学。校数の増加はあり得ないが、実際に多くの資金が徴収されていたことも、学校設立を可能とした背景になっていたと思われる。

おわりに

明治政府が早くから学校制度導入の必要性を認識していた事は、「諸府県施政順序」に「小学校ヲ設ル事」が明記されていたことから明らかにあり、明治三年一二月に郷学校へ予算がつけられた背景にも、同様の意向が無かったとは考えられない。埼玉県域にも明治四年以降多くの郷学校が開校していたことは記録により明らかであり、浦

和の郷学校では読・書・算の他に英語が教えられていた。

埼玉県が誕生したのは明治四年十一月のことであるが、翌年三月には管内が二十四区に分けられており、そのことが後の学校制度導入に大きく影響することとなる。明治五年六月に改めて「郷学校取設之儀ニ付御伺」を提出した埼玉県は、民費による郷学校を各区に設置することを申し出ているが、「学制」頒布から二週間を経た明治五年八月一九日に文部省へ提出した「学制之儀ニ付御伺」には、民費依存による学校設立が思いの外困難であった事実が明らかとなっている。「学費取立之儀、百万方説諭仕り、漸ク二三ヶ所之校舍相開クト雖モ、其他学校ノ無キ地ハ十二八九タリシ」、または「二三之校舎ヲ興スニサヘ百万手ヲ尽サスシテハ其功成リ難キ」などの記述から、この時期は未だ各区に学校が設立されていたとは思われないが、この経験を踏まえ埼玉県では、学校制度導入に向け当面の目標値を明らかにしている。

「中小学区地画其外之儀二付御伺」によると、管内に設立予定の学校は二四六校であり、一戸一銭の徴収だけではなく、各中学区毎に寄附金を募ることで学校の設立維持を図ることが決められている。また、埼玉県では明治六年五月に各区に公学本校を設けることが定められており、同県では公学本校を中心として区内に私学分校を増やすことで、「学制」の導入を図ることが目指されたのである。

「学制」においては大学本部毎に督学局が置かれ、中学区毎に学区取締が一〇から一二、三人置かれることが定められていたが、埼玉県は各区毎に学区取締が置かれており、第十五区は長谷川敬助がその任に当たっていた。第十五区の公学本校となる池上学校が開校したのは明治五年八月のことである。同県には明治五年に開校した公学本校が一校記録されており、残る一三校も全て明治六年には開校に至っていたことは記録により明らかである。同県では公学本校を中心に学校制度の

導入が図られていたことから、早い時期の本校設置がその後の学校制度導入に大きく影響したのは明らかである。同区から「私学開業御願」が提出されたのは明治六年五月のことであり、上川上学校・南河原学校・上中条学校の三校はいずれも明治六年の開校である。学校が増えることで就学率が増加するのは当然であるものの、長谷川家に残された「明治六年五月六月両月 十五区内一戸一銭生徒受業料取立帳」もその事実を裏付けている。

埼玉県では明治七年に、安定した資金の確保を目指し賙育金制度が導入されている。二三〇余校の学校維持を目的に導入された制度は、その後の小学校設立願の増加により、早々に資金難の状況となったことから、明治七年四月には埼玉県として「開学願出候トモ妄ニ開届不相成」の方針を出さざるを得なくなっていたのは明らかである。もともと、その翌月に第十五区から提出された「小学設立御願」七校分は全て受理されており、同区ではわずか三年の間に一一の学校が開校に

至っていたことは、記録により明らかである。

第十五区では、「私学開業御願」提出直後に就学率が大きく増加していたことは記録により明らかであるものの、その一年後の「小学設立御願」

提出時には、さらに四割も上昇しており、急激な就学率増加に対応するため、学校を増設せざるを得ない状況にあったのは明らかである。同区における明治七年六月の就学率は平均七割を記録しており、第十五区では女子も半数以上が学校に通っていたと思われる。もっとも、この時期は学校数だけではなく、教職員不足も深刻な問題であったと思われる。公学本校はそれなりの教職員数を抱えていたものの、私学の教員は一人か二人程度の配置であり、学校数・教員数共に不足の状況にありながら、就学率が上昇していたことは記録により明らかである。この背景には各家から一銭の徴収が確実に実施されていたことも少なからず影響していたと思われるものの、急激な学校増加を支えたのは寄附金なども含めた地域住民から

の資金協力であったのは明らかである。

(総合仏教研究所研究員)

註

(1) 佐藤秀夫「近代教育の発足」(『岩波講座 現代教育学』

5、岩波書店、一九六二年)。

(2) 【前掲書】によると、五年以上在籍する生徒は入学者の〇・一% (明治八年)、翌年は〇・五%であったと記録されている。

(3) 文部省『学制百年』、ぎょうせい、一九七二年。

(4) 文部省『文部省年報』。

(5) 「学制」(『法令類纂』国立国会図書館所蔵)

第九十八章 凡学校ヲ設立シ、及之を保護スルノ費用ハ、中學ハ中学区ニ於テ其費用ヲ受クルヲ法トスル、故ニ管金ヲ以テ之ヲ助クルモノハ、学区ヲ助クルモノナリ、区ノ情態ニヨリ、人口ニ平均シ毎年出金セシムルカ、或ハ一時当人ヨリ出金セシムルカ、或ハ地方ニテ旧来ノ積金等、学校ニ費ヤシテ妨ケナキモノアルトキハ、其金ヲ以テ融通セシムルカ、其他幾様ノ便宜ハ、土地ノ事情ニ随フヘシ。

(6) 倉沢剛『小学校の歴史』I~IV、ジャパンライブラリービューロー、一九六三〜七一年。

(7) 金子照基『明治前期教育行政史研究』、風間書房、一九六七年。

(8) 花井信『近代日本地域教育の展開』、梓出版社、一九八六年。

(9) 田島昇『草創期の学校と町村』（千葉昌弘・梅村加代編『地域の教育の歴史』、川島書店、二〇〇三年）。

(10) 坂本紀子『明治前期の小学校と地域社会』、梓出版社、二〇〇三年。

(11) 千葉昌弘・梅村加代編『地域の教育の歴史』、川島書店、二〇〇三年。

(12) 笹森健『埼玉県における小学校設立過程についての一研究』（青山大学教育学会『教育研究』15号、一九六九年）。

(13) 工藤航平『近代小学校の成立過程と地域社会』（『埼玉県立文書館紀要』20号、二〇〇七年）・『地域史からの『郷学』の再評価』（『埼玉県立文書館紀要』21号、二〇〇八年）。

(14) 『諸府県施政順序節録』（内各記録局『法類分類大全』第58巻、原本一八九一年、復刻版一九八一年）。

一 小学校ヲ設ル事、

専ラ書学・素読・算術ヲ習ハシメ、願書・書翰・記牒・算勘等、其用ヲ闕サラシムヘシ、又時時講談ヲ以テ、国体時勢ヲ弁ヘ、忠孝ノ道ヲ知ルヘキ様教諭シ、風俗ヲ敦クスルヲ要ス、最才氣衆ニ秀テ、学業進達ノ者ハ、其志ス所ヲ遂ケシムヘシ。

(15) 『第九百二十七 太政官布達』（内閣官報局『法令全書』

第三卷、復刻原本一八八七年、復刻版一九七四年）。

(16) 埼玉県教育委員会編『埼玉県教育史』第三卷（一九七〇年）によると、浦和郷学校の他に蕨郷学校・羽生郷学校・下細谷郷学校・一木郷学校・蕨山郷学校・森戸郷学校・飯能郷学校・扇町屋郷学校・上畑郷学校・岩鼻郷学校・小鹿野郷学校・金崎郷学校・川島郷学校・広瀬郷学校などが確認されている。

(17) 埼玉県立文書館所蔵文書。

(18) 『学校規則』（埼玉県立文書館所蔵文書）。

(19) 『郷学校取設之儀ニ付御伺』（埼玉県立文書館所蔵文書）。

(20) 『学制之儀ニ付御伺』（埼玉県立文書館所蔵文書）。

(21) 『中小学区地画其外之儀ニ付御伺』（埼玉県立文書館所蔵文書）。

(22) 埼玉県立文書館所蔵文書。

(23) 『埼玉県公私小学規則』（埼玉県立文書館所蔵文書）。

(24) 『維持保護法』（埼玉県立文書館所蔵文書）。

(25) 『私塾家塾之儀ニ付御伺』（埼玉県立文書館所蔵文書）

当県私塾・家塾之儀ハ、学制御発令之砌、悉皆相廃止、正則ヲ以テ相開候者之外、不差免段相達、夫ヨリ以來、曾而以テ願出候者モ無之間々、願出候得共不都合之教則ニ付、イツレモ差留置候、尤右様嚴重ニ取締リ、却而生徒之受業ニ差支リ候而ハ不相済ニ付、人民説諭之上、民費ヲ以テ二百三十余之小学校ヲ相開候、最早今日ニ至リ候而ハ生徒受業ニ差支リ候儀ハ無之候處、無智之頑民竊ニ子弟ヲ相集メ、習字而已相授ケ候様之儀間々有之、右

等之輩ハ、素ヨリ無学ニシテ表立開業難願出ヨリ、所詮
法度ニ相背候、且又其子弟之父兄ニ至リ候テモ、積年之
仕来リニ慣レ、正則之教科ヲ嫌ヒ、窃ニ無智之習字家ヲ
慕イ候、右様之儀ハ、於地方深ク注意、教法順序ヲ不誤
様視察申付置候得共、此先キ不都合之私家塾所々ニ相起
リ候而ハ小学之妨害不大方、尤子弟受業ニ差支場所ハ、
新ニ小学ヲ設立教法普及候様致度、依而ハ諸学校之基礎
相立、追々小学教科卒業免状無之者、私家塾開業願出候
共一切不差免旨、管内士民工嚴重相達度、此段相伺候也、

明治七年一月九日

埼玉県権令白根多助 印

少督学柳本直太郎殿。

(26) 埼玉県立文書館所蔵文書。

(27) 「学制」〔法令類纂〕国立国会図書館所蔵。

(28) 「私学開業御願」〔長谷川家文書〕埼玉県立文書館所蔵
文書。

(29) 「寺子屋一覽」〔埼玉県教育委員会編『埼玉県教育史』第
一卷 一九六八年〕。

(30) 「学校出納記」〔長谷川家文書〕埼玉県立文書館所蔵文
書。

(31) 「明治六年五月六月両月分 十五区一戸一錢生徒受業料
取立帳」〔長谷川家文書〕埼玉県立文書館所蔵文書。

(32) 「賁育金受拂清算表」〔長谷川家文書〕埼玉県立文書館
所蔵文書。

(33) 「小學設立御願」〔長谷川家文書〕埼玉県立文書館所蔵
文書。

(34) 「小学生人員其外取調帳」〔長谷川家文書〕埼玉県立文
書館所蔵文書。

(35) 「埼玉県区分銘鑑」〔新編埼玉県史』資料編19附録、
ぎょうせい、一九八三年〕。

